

浄水処理汚泥委託業務単価 入札説明書

令和8年7月16日

奈良県広域水道企業団
大和郡山事務所

浄水処理汚泥委託業務単価入札説明書

1	件名	浄水処理汚泥委託業務単価
2	業務場所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場
3	業務期間	始期 令和8年9月1日(火) 終期 令和9年8月31日(火)
4	予定価格	4,253,547円(うち消費税等相当額386,686円)
5	最低制限価格	設けません。
6	開札日時 及び場所	令和8年8月10日(月) 9:30 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所庁舎 2階 会議室
7	入札書提示額	浄水処理汚泥委託業務仕様書におけるバキュームカー及び産業廃棄物運搬車両による収集運搬作業費用並びに廃棄物処分費用に係る各々の1kg当たりの単価を記載する。なお、落札決定にあたっては、各々の単価に予定収集重量を乗じて得た金額を合算し、さらに合計額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること(ただし、合計額については1円未満の端数は切り捨てた額であること)。
8	詳細仕様	仕様書(10ページから)による
9	入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 令和8年度において大和郡山市の物品購入・委託業務等競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。 (2) 国税の滞納のない者であること。 (3) 本入札の公告の日から開札日までにおいて、地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (4) ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。 (6) 奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第1項から第5項までのいずれかに該当する者でないこと。 奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱別表(抄) (措置要件) 1 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 4 上記2及び3に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 5 企業団発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

9	入札参加資格 (つづき)	(7)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(品目が汚泥に係るもの)を、積み込み場所である奈良県知事及び廃棄物を処分するために積み下ろす場所の都道府県知事等の双方から受けている者であること(積み下ろす場所が奈良県の場合は奈良県知事からの許可のみで可能)。 (8)廃棄物処理法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可(品目が汚泥に係るもの)を、廃棄物の処分を実際に行う場所の都道府県知事等から受けている者であること。 (9)(1)から(6)の条件を満たし、(7)または(8)の一方の許可を受けていない者については、他の一方の許可を受けている者とこの入札について受託する旨の承諾を別紙委任状にて得たうえで提出すること(この場合、受任者及び委任者は、この入札に「個別」または「別の他者と協力」することで、重複して参加することができません。また、環境省令で定められた場合を除き、廃棄物処理法第14条第16項に基づき、廃棄物の処理を他者に委託することができません)。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">条 件 方 法</th><th rowspan="2">①入札参加者が収集運搬と処理処分の両方を行う場合</th><th colspan="2">②収集運搬(A.)または処分(B.)を他社に委任して行う場合</th></tr><tr><th>A.収集運搬業者</th><th>B.処理処分業者</th></tr><tr><td colspan="2">(1)～(6)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>(7)</td><td>産業廃棄物収集運搬業許可</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>(8)</td><td>産業廃棄物処分業許可</td><td>○</td><td></td></tr></table>	条 件 方 法		①入札参加者が収集運搬と処理処分の両方を行う場合	②収集運搬(A.)または処分(B.)を他社に委任して行う場合		A.収集運搬業者	B.処理処分業者	(1)～(6)		○	○	○	(7)	産業廃棄物収集運搬業許可	○	○		(8)	産業廃棄物処分業許可	○	
条 件 方 法		①入札参加者が収集運搬と処理処分の両方を行う場合				②収集運搬(A.)または処分(B.)を他社に委任して行う場合																	
			A.収集運搬業者	B.処理処分業者																			
(1)～(6)		○	○	○																			
(7)	産業廃棄物収集運搬業許可	○	○																				
(8)	産業廃棄物処分業許可	○																					
10	入札説明書を交付する場所	入札説明書等は奈良県広域水道企業団ホームページよりダウンロードのこと。 https://www.union.nara-water.lg.jp/0000000861.html																					
11	入札参加資格の確認方法	この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び下記の(1)②から④に記載される書類を提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。 (1)提出書類 ① 一般競争入札参加申請書(様式1) ② 令和6年度から令和7年度までの同種業務の委託契約実績表(様式2)及び契約書の写し ※ 国・都道府県・市町村・企業団との契約に限る。 ※ 保証金免除規定を受けるには、過去2年間に2回以上の官公庁との契約締結および完全履行した実績が必要。 ③ 廃棄物処理法第14条第1項及び第6項で「汚泥」について許可を受けた者であることを証する書面の写し ④ 入札参加資格(8)に該当する者については、③の他に他の一方の許可を受けている者から入札についての委任状(様式3)を提出すること。 (2)提出期間 令和8年7月29日(水)17時まで (3)提出場所 〒639-1037 大和郡山市額田部北町1038番地 奈良県広域水道企業団 昭和浄水場 (4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着 (5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和8年7月31日(金)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書をメールにて送付する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨																					

11 入札参加資格の確認方法(つづき)	イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、企業団の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。 (6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 企業長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
12 説明書等への質問	(1)説明書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。 ア 提出期間 令和8年7月29日(水) 17時まで イ 送信先 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所 工務課浄水係 (担当:水谷) ウ 提出先アドレス yamatokoriyama-syowajosui@union.nara-water.lg.jp (2) (1)の回答については、入札参加資格を有すると認めた者に対して直接メールで行うものとする。 回答期限 令和8年7月31日(金)
13 現場説明会(希望者のみ)	令和8年7月30日(木) 午前10時から(複数者から希望がある場合は時間をずらします)。参加を希望される方は、7月29日(水)までに電子メールで連絡願います。
14 入札手続等	(1)入札保証金430,000円を下記期日までに支払うこと。ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第4条第1項各号に規定される場合は、これを免除とする。 令和8年8月10日(月) 9:20まで (当日開札前に支払) 落札者の決定後ただちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は契約保証金に充当する。 (入札保証金免除規定) 奈良県広域水道企業団契約規程(抄) 第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額(入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあつては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第11条第2項において同じ。)(中略)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。 (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者 (2) 第2条の規定により定められた資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの (2)契約保証金 落札者は奈良県広域水道企業団契約規程第19条に規定する契約保証金(契約金額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規程第19条各号に該当する場合はこれを免除とする。

	(契約保証金免除規定) 奈良県広域水道企業団契約規程(抄) 第19条 契約者は、契約締結までに契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、企業長は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者(省略) (5) 第2条又は第12条の規定により定められた資格を有する者で、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの(省略) (3) 契約書作成の要否 要 (4) 支払条件 汚泥の収集運搬及び処分が適正に行われた後に、一か月ごとに落札者が計量した重量に基づいて翌月に提出した適正な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。 (5) 最低制限価格 設定しない。
15 入札書の郵送期限	令和8年8月7日(金) 17:00 簡易書留郵便で送付すること (送付先は9.(3)に同じ)
16 入札上の注意	(入札の基本的事項) 1 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保) 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法) 3 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者、免税事業者を問わず。)を記入すること。なお、契約金額は入札書に記載された収集運搬費用単価、処分費用単価に各々100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。 (入札書の金額の数字) 4 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。 (入札書の記載事項の訂正) 5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。 (入札の辞退) 6 ①郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出してください。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出してください。 ② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利な取扱いを受けることはありません。 (入札書等の提出方法) 7 ①当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、企業団が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、

16 入札上の注意 (つづき)	指定の宛先まで郵送してください。 ②提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。 (無効の郵便入札) 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。 (1)企業長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3)入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2 通以上の入札書を提出した入札 (5)直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札 (6)期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札 (7)簡易書留郵便以外の方法による入札 (8)入札書以外のものが同封された入札 (9)談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札 (10)その他、指示した条件に違反すると認められる入札 (開札) 9 ①開札は、企業団職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。 ② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。 ③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(休日の場合は、その前日)の正午までに電子メールで申し込みをしてください。 (入札の延期、中止及び取消し) 10 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。 (落札者の決定) 11 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。 (再度入札) 12 本入札において予定価格以内の入札者がなかった場合は、予定価格を公表のうえで1週間以内に再度入札を実施します。この場合において、入札方法等はメールにて通知するものとします。 (契約書の提出) 13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(企業団の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。 (落札の無効) 14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。 (異議の申し立て) 15 入札者は、入札後、この入札説明書、その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。
----------------------------	--

16 入札上の注意
(つづき)

16 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中に入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

簡易書留
郵便相当
額の切手

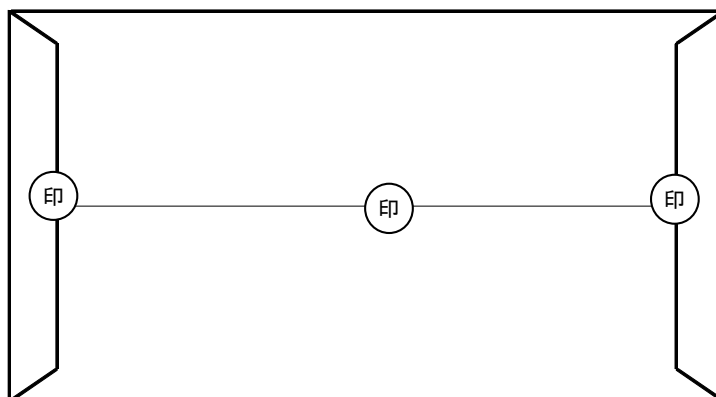
〒 639-1037
奈良県大和郡山市額田部北町1038番地
昭和浄水場

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

一般競争入札 入札書在中

入 札 件 名	浄水処理汚泥委託業務単価
業 務 場 所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場
開 札 日	令和8年8月10日(月) 9:30
入 札 書 到 着 期 限	令和8年8月7日(金) 17:00
商 号	株式会社 ●●●●
代 表 者 名	代表取締役 ■■■■
連 絡 先	連絡先電話番号
担 当 者 名	▲▲ ▲▲

簡易書留



16 入札上の注意
(つづき)

17 入札書の記載方法

入札書は別添のExcelファイルをご利用ください。

入 札 書

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 東京都庁 1 階 第 1 会議室

入札金額と「¥」は自動で入ります。小数点以下は四捨五入で入ります。

入札書記載例

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 東京都庁 1 階 第 1 会議室

3 入札金額 (税抜き)

種 別	単 価 (円/kg)	数量 (kg)	金額 (円)	消費税 (円)	合 計 (円)
収集運搬	バキュームカー運搬 A				
収集運搬	ダンプカー運搬 B				
処分	着水汚泥 C				
	乾燥汚泥 D				
合 計 (消費税抜き)					

奈良県広域水道企業団契約規程により上記の

奈良県広域水道企業団 企業長 山下

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

日付は開札日以前の日で記載願います(基本は入札書を記入した日になります)。

入札書は、配布した Excel ファイルに単価を入力して印刷を行い、入力した日付と住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、代表者印を押印して提出願います。

17 銀行振出
小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。
この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB0123 小 切 手 5678
0123-456

支払地〇〇市〇〇〇丁目
株式会社 〇〇銀行〇〇支店

¥ 10,000,000 - ※

上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 殿へ
お支払ください。

令和〇〇年〇月〇日 株式会社〇〇銀行 〇〇支店
振出地 〇〇市 支店長 〇 〇 〇 〇 印

※ 横線必要

(例) ※ 持参人

- (注)①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1037
奈良県大和郡山形市額田部北町1038番地
昭和浄水場
奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

一般競争入札 入札書在中		浄水処理汚泥委託業務単価				
入 札 名	件 名	場 所	日 期	開 始 時間	入 札 締 切 時間	商 号
業 務	大和郡山形市額田部北町1038 昭和浄水場	令和8年8月10日(月)	9:30	17:00		
開 札 日						
入 札 書 到 着 期 限						
商 号						
代 表 者 名						
連 絡 先						
担 当 者 名						

浄水処理汚泥委託業務単価仕様書

この仕様書は、令和8年9月1日から令和9年8月31日の間において奈良県広域水道企業団大和郡山事務所が管轄する浄水施設より搬出する、浄水処理汚泥（産業廃棄物）収集運搬・処理に関し必要な事項を示すものとする。

業 務 概 要

- | | |
|--------------|---|
| 1) 廃棄物の名称 | 浄水処理汚泥 |
| 2) 業 務 場 所 | 奈良県大和郡山市額田部北町1038番地 昭和浄水場 |
| 3) 契 約 期 間 | 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで |
| 4) 年 間 排 出 量 | 約 2 1 2, 4 8 1 kg/年（原水量及び濁度等により変動する）
内 汚泥（産業廃棄物）吸引車両 7 2, 7 6 7 kg/年
内 産業廃棄物運搬車 1 3 9, 7 1 4 kg/年 |
| 5) 廃棄物の性状 | 浄水場で発生する浄水汚泥の性状は下記の通りである。
①種類：無機質汚泥
②含水率は、着水汚泥は85%以上であり、乾燥汚泥は85%未満である。
③荷姿はバラである。
④廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項の規定による特別管理産業廃棄物には該当しない。
⑤分析結果は別紙のとおりである。 |
| 6) 収集運搬方法 | ①業務時間は、8時30分～17時までとする。
詳細は、浄水場係員と協議する。
②乾燥汚泥は産業廃棄物運搬車で、着水汚泥はバキュームカーにて搬出すること。
③浄水汚泥の積込みに関しては受注者が行うこと。
④排出者は、浄水汚泥の運搬処理に際して必要な産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成して、収集運搬業者に交付すること。 |
| 7) 処 分 方 法 | ①処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及びその他関係法令を遵守し、適正に履行すること。
②4) で掲げた搬出量は、浄水処理工程等の都合により変動する。
③処分に係る諸量は、計量証明事業者であれば、自社にて計量証明し、そうでない場合は、計量法の定めによる計量事務所にて計測して計量証明書を提出すること。なお、処分業者は計量伝票及びマニフェストを月末の請求書とともに排出者に提出すること。
④処分方法は収集した汚泥の性状から判断し、適正かつ安価な方法で処分すること。
⑤収集運搬業者と処分業者が異なる場合、処分業者は収集運搬業者より |

連絡をうけ、速やかに廃棄物の処分を行うこと。特に、重量に係る連絡については、委託料に関わる事項なので、的確に行うこと。

8) 関係法規の遵守等

- ①受注者は、廃棄物処理法及び関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- ②産業廃棄物の搬入に係る事前協議が必要な都道府県等においては、その手続きは受注者が行うものとする。また、その手続きに必要な汚泥の分析費用等も受注者の負担で行うものとする。
- ③受注者は道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。また、過積載は行わないこと。
- ④汚泥積込箇所周辺は常に清掃し、清潔な環境を保つこと。
- ⑤受注者は、運搬に際し、沿道・近隣関係者とトラブルが生じないように十分注意し、安全運転に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合は速やかに受注者の責任により対処すること。

9) 契約時提出書類

- ①汚泥（産業廃棄物）吸引車両の車検証及び自動車検査証記録事項
- ②産業廃棄物運搬車両の車検証及び自動車検査証記録事項
- ③最終処分地、中間処理施設、種類別、収集運搬に係る許認可について、該当する府、県、市の許可の写し。

10) 汚 泥 単 価

1 kg 当たりとする（税抜き）。

入札書には、汚泥吸引車両による収集運搬単価及び産業廃棄物運搬車両による収集運搬単価並びに並びに各々の汚泥の性状による処分単価を記載すること。

※ただし、収集運搬の際、運搬車両の積載上限に達しない場合も同一の単価とする。

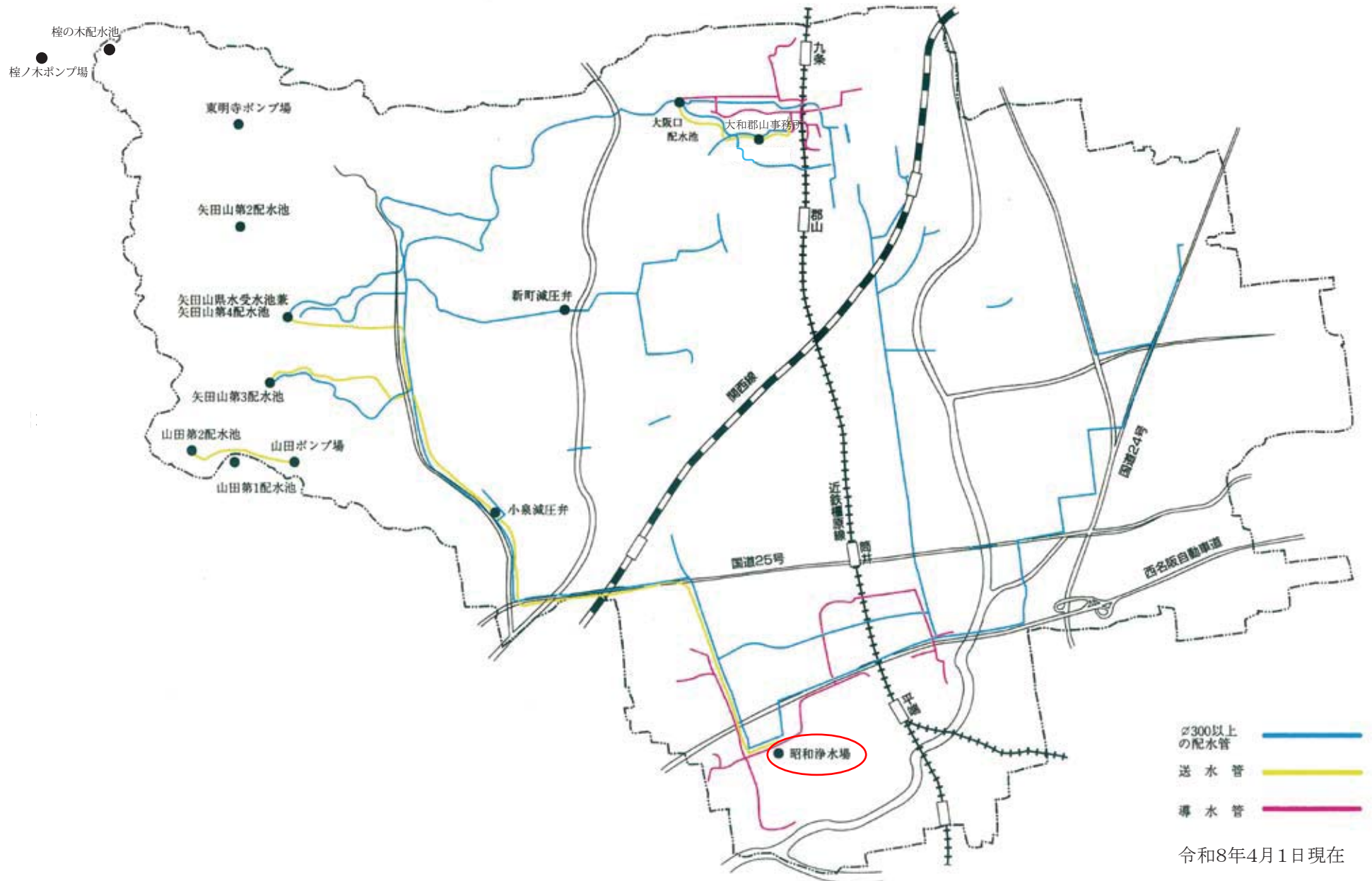
11) 委託料の請求

収集運搬業者及び処分業者は、廃棄物の収集運搬方法及び処分方法に応じた単価と廃棄物の処理重量を乗じて得た委託料を、月ごとに排出者に請求するものとする。排出者は、実績報告書・搬出状況写真及び産業廃棄物管理票を検査・確認し、当月分の委託料を支払うものとする。

12) そ の 他

本仕様書に記載のない事項については、協議により決定するものとする。

施設位置図



平面図 S=1/500

